

本木敏明議員

問

平成24年の5月ご

何

か上

可に進

言

NPO問題

谐

料を10月9日までに全額渡 ことであった。 副町長と2度協議したが、 目は人員が足りず無理との 1度目は反応がなく、2度 甲斐谷副町長 職員派遣を協議したのか。 至らず、結果的に9月に2 月の人事異動を協議したが なかったのか。 なぜ早く町職員の派遣をし の運営に疑問を持った後、 甲斐谷副町長 人の派遣となった。 総務課長の立場で法人 誰に問題点を指摘し 平成24年度分の委託 平成24年6 前町長、 前

> だった。 間での検査や精査をすべき は異常であり、 業途中での100%前払い 今思えば中

年に入り、法人側に予算の 甲斐谷副町長 委託だ。 まったく考えられない事業 町は平成24

启本復興支援事業主幹

態で仕事をさせたのか。 全てについて丸投げ状 なぜ検査や精査をせ

で大丈夫と思い支払った。 注意と是正を促してきたの 使い方についてさまざまな

題に気が付かなかったか

NPO問題

つでは無理だっ

なかった。 大な事務量の精査には至ら 出向いたが、 初は復興事業支援のために 職員を張り付けたが、帳簿 の精査目的を持って2人の だけということもあり、 書類などの点検をしたか。 后本復興支援事業主幹 その中で2人 当 膨

3人の立ち会いであった の本部を調査した。町職員 はどうだったか。 が、その報告の有無と内容 務調査の一環として、 会総務常任委員会は所管事 平成24年9月に、 法人 議

的なものがあったことの報 の荒い使い方や、 甲斐谷副町長 法人の予算 個人流用

NPO法人が使用したケビンハウス

ている。しかし100%の

支

前払い条項は理解し

しかるべきだったと思う 払い前の業務調査があって 支払いは非常識であり、 払いの条項があり、

甲斐谷副町長 ぜ渡したのか。

契約書に前 請求さ

したのはふに落ちない。

な

れたので支払った。

町は法人の業務内容 を唱える課長はいなかった か。また、委託先である法 非常識である。庁議で異論 町の参与を委嘱することは まで許してきたのはなぜ 歴書などの未提出状態を今 告があり上司に上げた。 人の代表に、委託元である

NPO法人代表の履

断で決定した人事案件であ 三者調査委員会で全容解明 かった。いずれにしても第 の委嘱の件は、前町長が独 していない。復興支援参与 事案が発覚するまで問題と への疑問については、この 佐藤町長 庁議には付されていな 履歴書の未提出

その他の質問

◆健康、福祉について ◆災害公営住宅への入居に ▼交通網について ついて